

分別収集計画

平成19年6月

岡山県英田郡西栗倉村

西粟倉村第5期分別収集計画

目 次

1 . 計画策定の意義	1
2 . 基本の方針	1
3 . 計画時期	1
4 . 対象品目	1
5 . 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6 . 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項	2
7 . 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8 . 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9 . 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	4
10 . 分別収集する者に関する基本的な事項	5
11 . 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12 . その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10
特記事項	
(1) 容器包装廃棄物フロー	11
(2) 容器包装廃棄物の排出見込量算定の考え方(20年度見込み量)	12
(3) 容器包装廃棄物の算出根拠	13

分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ委託先の最終処分場は残余容量も逼迫し、余裕もなく、また新たに用地を確保することも困難な状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、村民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2. 基本方針

本計画を実施するに当たり基本方針を以下に示す。

関係者が一体となった快適な村づくり。

ゴミの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり。

村民（消費者）・事業者参加型の取組の展開。

容器包装廃棄物以外の資源化を促進。

生涯学習にふさわしい環境教育の充実を図る。

3. 計画期間

本計画の計画期間は平成20年4月を始期とする5カ年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 . 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)
(単位:t)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
容器包装廃棄物	93	92	91	90	89

6 . 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のために以下の方策を実施する。なお実施するにあたっては村民、行政、事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、村民、事業者に対して分別排出・分別収集に関する意識を把握するためにアンケート調査等を実施し、より効率的な分別収集に関する方策を進めるために、村民・事業者等の意見を積極的に反映させる。

環境教育・啓蒙活動の充実

ゴミ処理施設の見学会や各種学習会などあらゆる機会を活用して村民・事業者に対し、ゴミ排出量の増加、最終処分場の逼迫、処理経費の急増などゴミ処理の厳しい状況についての情報を提供し、ゴミの排出抑制、分別排出、再生利用の意義と効果、ゴミの適切な出し方に関する啓蒙活動を積極的に進める。

過剰包装の抑制と拠点回収

- スーパーマーケットや小売店での包装の簡素化と加えてペットボトルやトレー等の拠点回収を推進する。
- 買い物袋等を持参するマイバック運動を推進する。
- レジ袋等の容器包装の有料化。
- リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

広報・普及活動

容器包装廃棄物の分別収集をする意義と重要性、また排出の抑制などについて印刷物による意識の高揚を図る。

- 折り込みチラシの全戸配布
- 広報誌に特集記事の掲載
- 啓蒙用パンフレットの作成

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記表左欄のように定める。

また、村民の協力度、委託先の美作市及び民間業者が有する中間処理施設、収集機材等を勘案し収集に係る分別の区分は下記表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(第8条第2項第4号)

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
主としてスチール製の容器	3t		3t		3t		3t		3t	
主としてアルミ製の容器	2t		2t		2t		2t		2t	
無色のガラス製容器	(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t	
	(引渡) t	独自処理量) 5t	(引渡) t	独自処理量) 5t	(引渡) t	独自処理量) 5t	(引渡) t	独自処理量) 5t	(引渡) t	独自処理量) 5t
茶色のガラス製容器	(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t	
	(引渡) t	独自処理量) 8t	(引渡) t	独自処理量) 8t	(引渡) t	独自処理量) 8t	(引渡) t	独自処理量) 8t	(引渡) t	独自処理量) 8t
その他のガラス製容器	(合計) 3t		(合計) 3t		(合計) 3t		(合計) 3t		(合計) 3t	
	(引渡) t	独自処理量) 3t	(引渡) t	独自処理量) 3t	(引渡) t	独自処理量) 3t	(引渡) t	独自処理量) 3t	(引渡) t	独自処理量) 3t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3t		3t		3t		3t		3t	
主として段ボール製の容器	12t		12t		12t		12t		12t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 4t		(合計) 4t		(合計) 4t		(合計) 4t		(合計) 4t	
	(引渡) 4t	独自処理量) t	(引渡) 4t	独自処理量) t	(引渡) 4t	独自処理量) t	(引渡) 4t	独自処理量) t	(引渡) 4t	独自処理量) t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t	
	(引渡) 2t	(独自処理量) t	(引渡) 2t	(独自処理量) t	(引渡) 2t	(独自処理量) t	(引渡) 2t	(独自処理量) t	(引渡) 2t	(独自処理量) t
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	(合計) 4t		(合計) 4t		(合計) 4t		(合計) 4t		(合計) 4t	
	(引渡) 4t	(独自処理量) t	(引渡) 4t	(独自処理量) t	(引渡) 4t	(独自処理量) t	(引渡) 4t	(独自処理量) t	(引渡) 4t	(独自処理量) t
(うち白色トレイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡) t	(独自処理量) t	(引渡) t	(独自処理量) t	(引渡) t	(独自処理量) t	(引渡) t	(独自処理量) t	(引渡) t	(独自処理量) t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、過去10年間の年度末人口の実績を用いてトレンド法により将来人口を予測し、次のとおり設定した。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1,639人 (前年度比) 98.8%	1,619人 (対前年度比) 98.8%	1,600人 (対前年度比) 98.8%	1,581人 (対前年度比) 98.8%	1,543人 (対前年度比) 98.8%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

分別収集は原稿の収集体制を活用して実施する。なお、幼稚園・小学校・中学校等の取り組んでいる集団回収及び小売店・スーパーマーケットでの店頭回収についてはその拡充を図る。

びん類、紙類、プラスチック類はそれぞれ分別排出により分別収集を行う。

(第8条第2項第5号)

分別収集する 廃棄物の種類	分別の区分	収集・運搬の段階	選別保管の段階
缶類	スチール缶 アルミ缶	美作市に委託、定期回収	美作市
ビン類	無色のビン 茶色のビン その他のビン	美作市に委託、定期回収	美作市
紙類	紙パック	集団回収及び小売店・スーパーマーケット、美作市による 定期回収	美作市が委託した 民間業者
	ダンボール その他紙製容器包装	(分別排出による) 美作市に委託、定期回収	
その他プラスチック 製容器包装	ペットボトル	集団回収及び小売店・スーパーマーケット、美作市による 定期回収	美作市
	プラスチック	(分別排出による) 市による定期回収	美作市が委託した 民間業者

1 1 . 分別収集用に供する施設の整備に関する事項(法第 8 条第 2 項第 6 号)

缶（スチール、アルミ）は委託先の美作市が、現有の中間処理施設において機械選別、圧縮して保管する。ガラスびん（無色、茶色、その他）、紙パック、段ボール、ペットボトルについては美作市のストックヤードにおいて保管する。また、その他の紙製容器包装及びその他のプラスチック製容器包装の処理および保管は美作市が委託した民間業者が行う。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する 廃棄物の種類	分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
缶 類	スチール缶 アルミ缶	コンテナ	パッカー車	選別、圧縮、保管 （美作市の現有施設）
びん類	無色のびん 茶色のびん その他のびん	コンテナ	平ボディ車	選別 ストックヤード （美作市の現有施設）
紙 類	紙パック 段ボール	紐かけ排出	民間の平ボディ車及び パッカー車	選別、保管 （美作市が委託した民間 施設）
ペットボトル	ペットボトル	ビニール袋	パッカー車	圧縮、減容、保管 ストックヤード （美作市の現有施設）
その他の紙製容器包装	その他紙製容器 包装	ビニール袋	パッカー車	圧縮、減容、保管 （美作市が委託した民間施 設）
その他のプラスチック製 容器包装	その他プラステ ック製容器包装	ビニール袋		

分別収集に必要な施設計画

【排出段階】

(その1)

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様 (形状、形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
1. 排出容器				
折り畳み式コンテナボックス	a 缶類 (スチール缶) (アルミ缶)	(仕様) 材質: ポリプロピレン製 折りたたみコンテナ 容量: 90	市	(現有施設で選別、圧縮、保管)
	b びん類 (無色、茶色、その他に分別排出)	(仕様) 材質: 同上 容量: 50	市	(委託先の美作市現有施設で選別保管)
紐かけ	c 紙パック d 段ボール	排出者が紐で縛って搬出する	市	(委託先の美作市現有施設で選別圧縮、保管) (委託業者による選別、圧縮、保管)平成16年4月より一部地域で収集開始
ポリ袋	E ベットボトル F その他プラスチック製容器包装 G その他紙製容器包装	(材質): ポリ袋 材質: 無色透明のビニール袋 容量: 20~45	市	(委託先の美作市現有施設で選別圧縮、保管) (美作市が委託した業者による選別、圧縮、保管)平成16年4月より一部地域で収集開始
2. 集積場所	a~g	従来のごみステーションを整備して利用する		

分別収集に必要な施設計画

【運搬段階】

(その2)

1. 専用車両				
パッカー車	a 缶類 (スチール缶、 アルミ缶の分別)	(仕様) 3.5tパッカー車 数量：2台	美作市	市の車使用
平ボディ車	b びん類 (無色、茶色、その他の 分別)	(仕様) 2~3t平ボディ車 数量：2台	美作市	同上
パッカー車 及び平ボディ車	c 紙類 紙パック ダンボール その他紙容器包装	(仕様) 3t平ボディ車 4tパッカー車 3.5tパッカー車 数量：3台	美作市が委 託した業者	委託車の利用
パッカー車	d プラスチック類 ペットボトル その他プラスチック製容 器包装	(仕様) 3.5tパッカー車 数量：2t 1台・4t 1台	美作市	市の車使用

分別収集に必要な施設計画

【中間処理施設】

(その3)

施設の種類	容器包装の種類	整備計画	管理主体等	参考欄 (美作市現有施設の状況)
<p>1. 再生施設</p> <p>1.1 不燃ごみ処理設備 選別、圧縮設備</p> <p>ストックヤード</p> <p>1.2 リサイクルセンター 選別設備</p> <p>ペットボトル減容機</p> <p>1.3 スtockヤード</p> <p>1.4 民間の選別、圧縮梱包施設</p>	<p>a 缶類 (スチール缶とアルミ缶)</p> <p>a 缶類</p> <p>b びん類 (無色、茶色、その他に分別)</p> <p>c ペットボトル c ペットボトル</p> <p>b びん類 (無色びん) (茶色びん) (その他びん)</p> <p>c ペットボトル</p> <p>d ダンボール</p> <p>e その他紙容器包装</p> <p>f その他プラスチック製容器包装</p>	<p>美作市現有施設 (仕様) 主要機器:受け入れホッパー、コンベア、 スチール磁選機、圧縮機 能力:5t/5h・6t/5h 美作市現有ストックヤード使用 (約200㎡)</p> <p>美作市現有施設 (仕様) 主要機器:受け入れホッパー、供給コンベア、手選別コンベア 能力:びん類1.6t/5h びんの選別ラインを利用</p> <p>美作市現有施設 (仕様) ペットボトル圧縮減容梱包機 能力:0.4/5h</p> <p>美作市現有施設 容量10t車1台分以上21㎡</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>35㎡パレット積</p> <p>24.5㎡バラ積</p> <p>民間の選別、圧縮梱包、貯留施設の利用</p> <p>予定</p> <p>同上</p>	<p>美作市</p> <p>美作市</p> <p>美作市</p> <p>美作市</p> <p>美作市</p> <p>美作市が委託した業者 同上</p>	<p>昭和63年4月 供用開始</p> <p>平成13年度12月 供用開始</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>美作市が委託した業者 利用予定</p> <p>同上</p>

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(第8条第2項第7号)

村民や事業者の意見、要望を反映させ容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に推進していくために、村民や事業者、委託先の美作市及び民間業者と行政が協力して分別推進体制を整備し幼稚園・小学校・中学校・PTA等による集団回収も併せて推進できるように指導する。

また、可燃ゴミ及び不燃ゴミ、缶類、アルミ缶、ビン類、ダンボール、新聞、雑誌、ペットボトル、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装と分別数が増え、村民・事業者等の間で分別の仕方の理解が十分浸透していないため、分別収集可能であるゴミが可燃ゴミとして排出されている現状が多数見受けられる。分別数が増えた時より徐々に分別収集が浸透してきているが、今後さらに一層の村民・事業者等の協力が必要である。

そこで村民・事業者等の協力が得られるよう、リサイクルの意義及び分別の仕方、出し方を説明会や広報誌、防災無線放送等で周知徹底する。

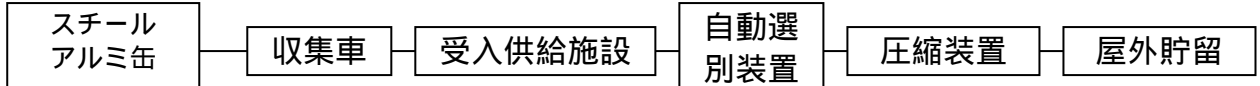
特記事項

(1) 容器包装廃棄物フロー

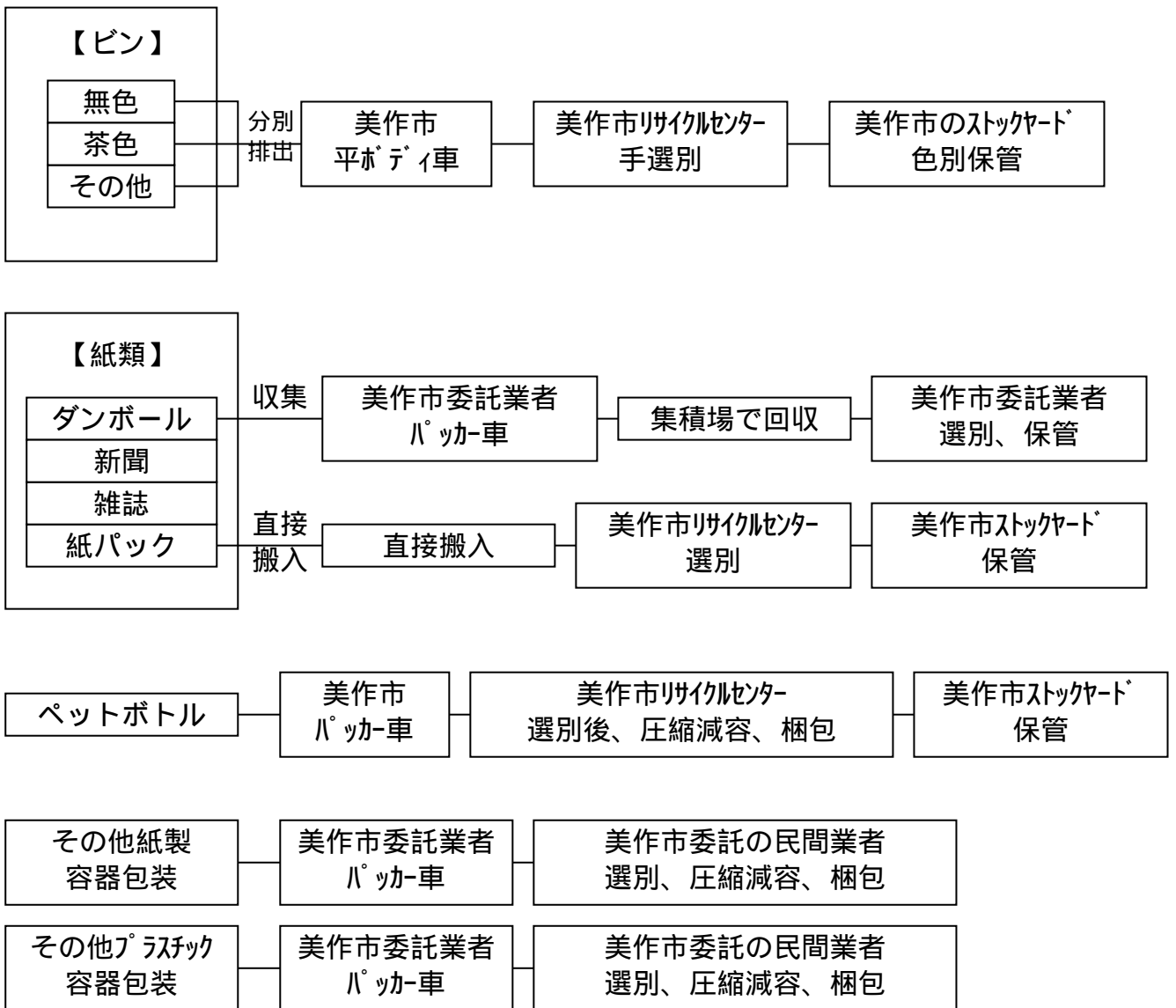
委託先の美作市におけるリサイクル体系、資源物回収に関する収集処理の流れは下図の通りである。

処理フロー

資源回収



以下の品目については、下記のフローで平成13年度より対象品目としている。



(2) 容器包装廃棄物の排出見込量算定の考え方 (20 年度見込み量)

ゴミの中に占める特定分別基準適合物等の位置付けを以下の表により示す。

表

(単位 : t)

一般廃棄物 (ゴミ発生量)											村が関与しないゴミ
391											
美作市へ委託して収集するゴミ と直接搬入するゴミ				村が関与する集団回収、拠点回収による 排出抑制再利用ゴミ							
296				95							
容器包装算定対象廃棄物量 (ゴミ発生量の 23.7%)											自家処理ゴミ・自主回収ゴミ・集団回収・拠点回収ゴミ
93											
容器包装廃棄物の排出量 (容器包装リサイクル法第 8 条第 2 項第 1 号)									9 (10.1%)		
分別基準適合物の排出量 (同上リサイクル法第 8 条第 2 項第 4 号)							37 (39.4%)				
47 (50.5%)											
特定分別基準適合物				容器包装リサイクル法第 2 条 第 6 項に規定する主務省で定 める物 (有償または無償で譲 渡することが明らかで再商品 化する必要がない物として主 務省令で定める物)							
26				21							
ガラス製容器			その他紙製容器包装	ペットボトル	その他のプラスチック製容器包装	スチール製容器	アルミ製容器	飲料用紙製容器	ダンボール	他のゴミに混入する容器包装廃棄物	容器包装廃棄物以外のゴミ
無色のガラス製容器	茶色のガラス製容器	その他の色のガラス製容器									
5	8	4	3	2	4	3	2	4	12		

(3) 容器包装廃棄物の算出根拠

ゴミ発生量の見込み

一般廃棄物(ゴミ発生量)は前頁、表のとおりで、18年度実績をベースに減量化の推進により、年平均1%のゴミ減量を見込んで算出した。

ゴミ発生量の見込みは下表のとおりである。

(単位:t)

西粟倉村	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	21年度	22年度
		399	395	391	387	383	379

容器包装廃棄物の排出量の見込み

容器包装廃棄物の排出量の見込み量は、ゴミ質や資料を参考に、ゴミ発生量の23.7%とした。

容器包装廃棄物ごとの排出量の見込み

ベースとなる18年度までの実績から分別の徹底により毎年度2%増加を見込んで算出した。

排出物名	算出根拠	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ペットボトル	3.29g × 1,666 × 365日	2	2	2	2	2	2	2
その他紙製容器包装	4.93g × 1,666 × 365日	3	3	3	3	3	3	3
その他プラスチック製容器包装	6.58g × 1,666 × 365日	4	4	4	4	4	4	4
無色ビン	8.22g × 1,666 × 365日	5	5	5	5	5	5	5
茶色ビン	13.16g × 1,666 × 365日	8	8	8	8	8	8	8
その他の色ビン	6.58g × 1,666 × 365日	4	4	4	4	4	4	4
食料用紙製容器包装	6.58g × 1,666 × 365日	4	4	4	4	4	4	4
スチール製容器	4.93g × 1,666 × 365日	3	3	3	3	3	3	3
アルミ製容器	3.29g × 1,666 × 365日	2	2	2	2	2	2	2
ダンボール	19.73g × 1,666 × 365日	12	12	12	12	12	12	12